

別表十三（八）の記載の仕方

1 この明細書は、法人が措置法第66条の2《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が措置法第68条の85《平成21年及び平成22年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「(8)の各欄のうち当期に適用を受ける先行取得土地等の差引取得価額16」の各欄は、「先行取得土地等の明細」の各欄に記載された先行取得土地等（措置法第66条の2第1項に規定する先行取得土地等をいいます。以下同じ。）のうち、当期において措置法第66条の2又は第68条の85の規定の適用を受ける先行取得土地等の「差引取得価額8」の金額を記載します。

この場合において、「差引取得価額8」の各欄に平成21年先行取得土地等（平成21年1月1日から同年12月31日までの間に取得をした先行取得土地等をいいます。以下同じ。）の取得価額と、平成22年先行取得土地等（平成22年1月1日から同年12月31日までの間に取得をした先行取得土地等をいいます。以下同じ。）の取得価額とがあるときは、その事業年度又は連結事業年度における譲渡利益金額の合計額が平成21年先行取得土地等の取得価額の合計額を超えるときに限り、平成22年先行取得土地等の取得価額に相当する金額を記載します。

3 「((15)の計)×(80%又は60%)18」は、その事業年度又は連結事業年度において適用を受ける先行取得土地等が平成22年先行取得土地等のみである場合にあっては「80%又は」を消し、その他の場合にあっては「又は60%」を消します。